

経済構造実態調査（製造業事業所調査）の概要

1. 調査の目的

本調査は、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

2. 調査対象

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる「大分類E－製造業」に属する全国の事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）を調査対象の範囲とする。ただし、個人経営の事業所及び法人以外の団体の事業所を除く。

このうち、日本標準産業分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とする。

3. 調査事項

以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要な事項

- ① 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ④ この事業所の従業者数
- ⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑥ 人件費及び人材派遣会社への支払額 *
- ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額 *
- ⑧ 有形固定資産 *
- ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額○○
- ⑩ 製造品出荷額、在庫額等 *（品目別製造品在庫額除く）、◎（品目別製造品在庫額）
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額 *
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合 *
- ⑬ 主要原材料名
- ⑭ 工業用地及び工業用水
- ⑮ 作業工程

ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑭については、従業者30人以上の事業所についてのみ報告を求めることとする。

4. 調査の方法

調査は、総務省及び経済産業省が業務を委託した調査実施事業者が調査票を報告者に郵

送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入力する。

5. 基準となる期日又は期間

令和5年（2023年）6月1日現在とする。

ただし、「3. 調査事項」のうち、「*」を付した事項については、原則として、令和4年（2022年）1月から12月までの1年間を対象とする。

また、「○」は令和4年（2022年）の年初（1月1日現在）、「◎」は年末（12月31日現在）によって行う。

利 用 上 の 注 意

1. 本集計は、製造業について「工業統計調査」（以下「工業統計」という。）および「経済センサス - 活動調査のうち製造事業所に関する集計」（以下「活動調査」という。）と時系列比較を行うために、2023年「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」（以下「製造業事業所調査」という。）の調査結果のうち、以下に該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。
 - ・ 従業者4人以上の事業所であること（累年統計表は従業者3人以下も集計）
 - ・ 個人経営を除く事業所であること
 - ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・ 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
2. 事業所について、日本標準産業分類（平成25年10月改定）における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とし、その報告を基に全体を推計した上で結果表として集計した。

（注）製造業事業所調査は推計値であることから、過去の工業統計および活動調査と単純比較ができないことに留意が必要
3. 調査結果のうち、事業所数、産出事業所数、従業者数については、令和5年（2023年）6月1日現在の数値、製造品出荷額等、品目別出荷金額、付加価値額については、令和4年（2022年）1年間の数値である。
4. 本集計において、「平成23年」、「平成28年（製造品出荷額等、付加価値額は平成27年）」及び「令和3年（製造品出荷額等、付加価値額は令和2年）」の数値は活動調査、その他の年次のうち、令和2年以前（製造品出荷額等、付加価値額は令和元年以前）の数値は工業統計、令和4年以降（製造品出荷額等、付加価値額は令和3年以降）の数値は製造業事業所調査である。
5. 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>
https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf
6. 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。
7. 集計項目の名称及び定義
 - (1) 従業者数
＝ 常用労働者 － 送出者

(2) 製造品出荷額等

＝ 製造品出荷額＋加工賃収入額＋その他収入額（修理料収入など）

(3) 付加価値額

30人以上 ＝ 製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
－（推計酒税, たばこ税, 揮発油税及び地方揮発油税^{※1}＋推計消費税額^{※2}）
－ 原材料・燃料・電力使用額等－減価償却額

4～29人 ＝ 粗付加価値額^{※3}

※1 平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」（＝消費税を除く内国消費税額）は、出荷数量等から推計したものである。

※2 「推計消費税額」は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

※3 粗付加価値額 ＝ 製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）
－原材料・燃料・電力使用額等

8. 表中の記号

- (1) 統計表中の符号「－」は該当数値なし、「0」、「0.0」は単位未満の数値を表している。
(2) 「▲」は数値がマイナスであることを意味している。

9. 地域集計区分は次のとおり

- (1) 神戸地域……神戸市（東灘区、灘区、兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、北区、中央区、西区）
(2) 阪神南地域……尼崎市、西宮市、芦屋市
(3) 阪神北地域……伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡
(4) 東播磨地域……明石市、加古川市、高砂市及び加古郡の各町
(5) 北播磨地域……西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市及び多可郡
(6) 中播磨地域……姫路市及び神崎郡の各町
(7) 西播磨地域……相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市及び揖保郡、赤穂郡、佐用郡
(8) 但馬地域……豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡の各町
(9) 丹波地域……丹波篠山市、丹波市
(10) 淡路地域……洲本市、南あわじ市、淡路市

10. 集計に用いた産業分類については、以下の点に留意されたい。

- (1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本編における例外については次のとおりである。

本 編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業
	1423 機械すき和紙製造業

(2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

・ 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

・ 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業である。

(3) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	他の事務用品	
手袋（合成皮革）	2051	漆器	3271
耐火物	215	畳	3282
と石	2179	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
人造真珠	2199	ほうき・ブラシ	3284
歯車	2531	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
目盛りのついた三角定規	2739	洋傘・和傘・同部分品	3289
注射筒	2741	魔法瓶	3289
義歯	2744	看板・標識機	3292
装身具・装飾品・ボタン・同 関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	パレット	3293
かつら	3229	モデル・模型	3294
時計側	3231	工業用模型	3295
楽器	324	レコード	3296
		眼鏡	3297

11. 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

<ガイドライン>

https://www.soumu.go.jp/main_content/000777099.pdf

12. 製造業事業所調査と工業統計は集計範囲等が異なり、過去の工業統計と単純比較できないことから、以下の点に留意されたい。

- (1) 製造業事業所調査は、個人経営を除く全ての事業所を集計しているが、工業統計については、国に属する事業所以外の従業者4人以上の全ての事業所を調査対象として集計している。
- (2) 製造業事業所調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補正処理の対象外になっており、経済センサス - 活動調査と同様の扱いとしている。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補正処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10%）と異なる。

問合せ先 兵庫県企画部統計課経済統計班 TEL 078-362-4126 (直通)
--

日本標準産業分類 E—製造業 分類・略称一覧

新分類	略称
09 食料品製造業	食料品
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
11 繊維工業	繊維
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品
13 家具・装備品製造業	家具・装備品
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15 印刷・同関連業	印刷
16 化学工業	化学
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭製品
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック製品
19 ゴム製品製造業	ゴム製品
20 なめし革・同製品・毛皮製造品	なめし革・同製品
21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品
22 鉄鋼業	鉄鋼
23 非鉄金属製造業	非鉄金属
24 金属製品製造業	金属製品
25 はん用機械器具製造業	はん用機械
26 生産用機械器具製造業	生産用機械
27 業務用機械器具製造業	業務用機械
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子・デバイス
29 電気機械器具製造業	電気機械
30 情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32 その他の製造業	その他